

伊万里市 農業委員会だより

令和7年2月(第56号)

編集・発行 伊万里市農業委員会 ☎ 0955-23-2502



▲キュウリのつる下げ作業中の奈良崎さん

記事の内容

波多津町のキュウリ農家
奈良崎 貴子さん

紹介記事は4ページに
掲載しています。

- P2 会長あいさつ、農地の貸借方法について
- P3 地域計画、農地転用について
- P4 地域で活躍する女性農業者の紹介
- P5 農地パトロール、全国農業新聞購読のお願い
- P6 農業者年金について

農業委員会だより

(6)



～農業まつりでのPR活動～

**農業委員会活動のPRと
農業者年金の推進活動
を行いました！**

令和6年11月30日に開催された第20回JA伊万里農業まつりにおいて、農業委員会活動のPRと農業者年金の推進活動を行いました。農業者年金に関するチラシを農業まつりに来場された市民の方々に配布し、農業者年金についてのPR、制度についての説明を行いました。また、農地の貸借や売買、転用の制度の説明など農業委員会活動のPRも行いました。

加入者の紹介



副島 義門さん(大川内町)

大川内町の副島義門さんは、主に施設アスパラガスを経営されています。自ら肥料を作り、化学肥料「**〇**」を実現するという独自のやり方には、副島さんの農業に対するこだわりを感じました。

地区の農業委員からの勧めがあり、農業者年金に加入されました。他の年金にはない、国庫補助制度があることなどが、「農業者のための年金」であると感じ、加入の決め手になったそうです。

また、今後の抱負についてお尋ねすると、「伊万里産のアスパラガスが全国に広まるように日々農業に取り組んでいきます。」と熱い思いを語ってくれました。

あなたに伝えたい 農業者年金！

～老後の備えは万全ですか～

加入要件は **3** つだけ

節税対策にも！

**国民年金
第1号被保険者**

**年間60日以上
農業に従事**

**20歳以上
65歳未満**

上記の条件をすべて満たす方なら、どなたでも加入できます！

農業者年金について詳しくは、
農業委員会事務局までお気軽にご相談ください。

問合せ先 伊万里市農業委員会 ☎ 23-2502



遊休農地における病害虫の発生等により、周辺農地に著しい支障が生じ、または生ずる恐れがある場合には、市長は当該農地の所有者等に対して、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることがあります（農地法第42条）。この命令に違反すると、30万円以下の罰則が適用される場合があります。

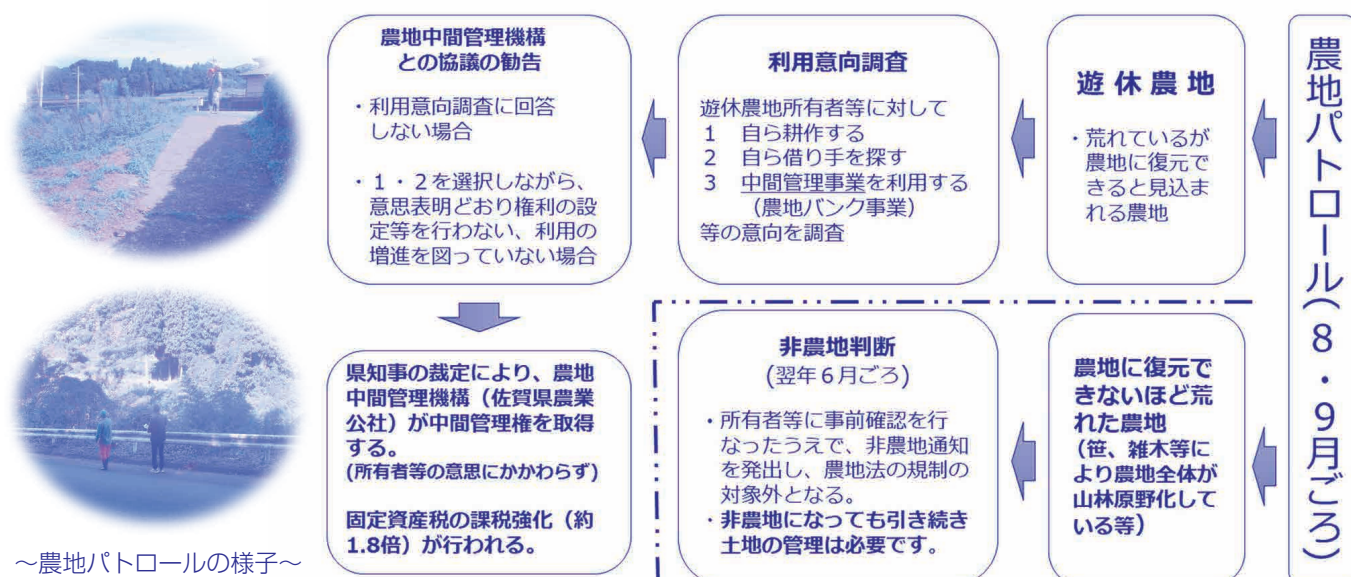
農地の適正な管理は所有者、耕作者等の義務になりますので、定期的に草刈りをするなど適正な管理をお願いします。

**農地の適正な管理を
お願いします**

農業委員会では、**遊休農地**（荒れているが農地に復元できると見込まれる農地）の発生防止・解消を目的として、毎年8月から9月ごろにかけて、**農地パトロール**を実施し、管内の農地の利用状況を調査しています。農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会事務局職員等の複数人で農地を調査します。農地に立ち入ることもありますが、ご理解とご協力をお願いします。

農地パトロールの結果、遊休農地と判断した農地の所有者等には、今後の農地利用について意向を確認するため、**利用意向調査**（農地の利用意向についてのアンケート）を行います。

**毎年、農地パトロールを
実施しています！**



全国農業新聞購読のお願い

全国農業新聞は、全国農業会議所が発行する農業関係の総合専門紙です。

変革期にある農政や農業、農村の新しい動きを中心に、農産物の流通や販売、技術情報など経営に役立つ情報が満載です。

農業者グループなどの地域活動や農業委員会活動の紹介のほか、全国47都道府県の地域の元気で特徴ある面白い話題や地域独自のイベント情報なども掲載しています。

◆発行は毎週金曜日（週一回）
毎日読むのは大変なので、ある程度まとめて目を通したいという方におすすめです。

◆購読料は月額700円（税込）
送料無料でお届けします。
※電子新聞でも購読が可能です
月額500円（税込）

全国農業新聞



ご挨拶
伊万里市農業委員会
会長 西山 哲

市民の皆様におかれましては、日ごろより農業委員会活動に対し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の農業を取り巻く環境は、高齢化や後継者不足などに加え、自然災害の多発や生産資材の高騰、鳥獣被害の増加など、多くの課題に直面しています。

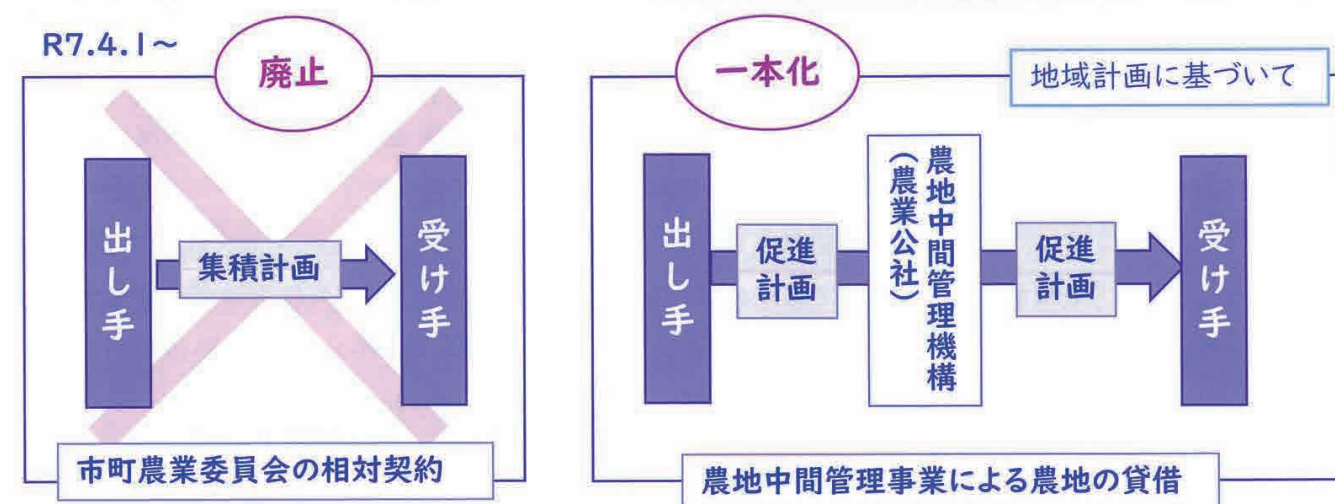
このような中、当農業委員会は、令和7年3月末の地域計画策定に向けて、昨年度から市と連携し、地域での話し合いに参加して参りました。お忙しい中、参加いただいた皆様、意向調査にご協力いただいた皆様、誠にありがとうございました。

地域計画策定後は、農地の貸借方法や農地転用の手続きが大きく変わるため、これから農業委員会が果たすべき役割はますます重要になると考えております。地域のかげがえのない農地や担い手を守り、策定をした地域計画や農地中間管理事業を活用し、次世代へいい環境で引き継げるよう、農業委員、農地利用最適化推進委員が両輪となって力を合わせ、取り組んで参りますので、今後ともご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

結びになりますが、皆様のご健康とご多幸を祈念しましてご挨拶いたします。

大切なお知らせ 令和7年4月1日以降、農地の貸借方法は 農地中間管理事業に一本化されます！

（農業経営基盤強化促進法の一部改正により）



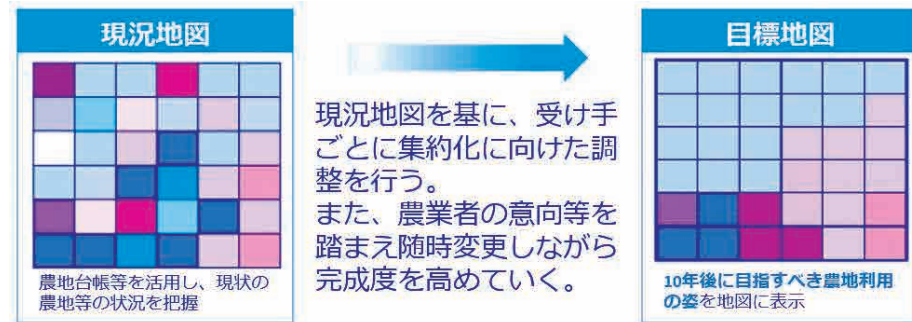
- 1 **現在、貸借されている契約は、期間満了まで有効です。**
※契約更新をする場合は、農地中間管理事業による貸借になります。
- 2 **令和7年4月1日以降、賃料が金納の場合、「手数料」がかかります。**
（出し手・受け手双方からそれぞれ毎年賃料の1%+手数料に係る消費税）
※ただし、使用貸借または物納の場合、手数料はかかりません。

詳しくは、農業委員会事務局まで気軽にお問い合わせください。

問合せ先 伊万里市農業委員会 ☎ 23-2502

地域計画とは？

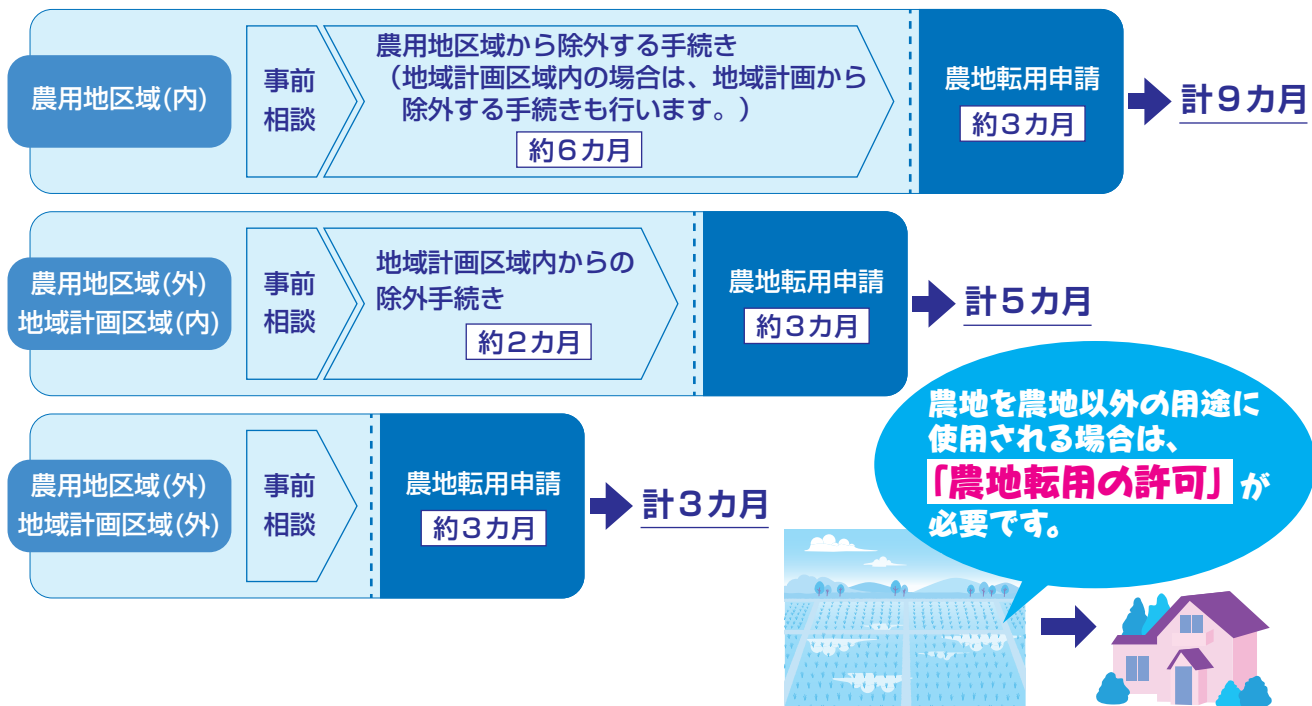
将来の農地利用を予測し、地域の農地を誰が、どのように利用するのかを地域の皆さんで話し合い、明確化したものが地域計画です。



地域計画策定後の農地転用手続きのながれについて

※今後も耕作していく農地として目標地図に位置づけられた農地は、地域計画策定後は、農地転用申請の前に地域計画から除外する手続きが必要になります。

なお、農地転用までの期間は、下記のとおりです。



農地転用は立地基準（場所に関係）と一般基準（計画内容に関係）により審査を行います。そのため、許可基準に沿わないと農地転用が許可できない場合もあります。

無断転用や許可どおりにしなかった場合は、工事の中止や原状回復などの命令、罰則が適用される場合があります。

○農地以外の用途として用いる計画がある方は、あらかじめ市農業振興課(23-2557)か農業委員会(23-2502)までご相談くださいますようお願いいたします。

地域で活躍する女性農業者！

奈良崎 貴子さん

今回、ご紹介させていただく女性農業者は、波多津町にお住まいの奈良崎貴子さんです。奈良崎さんは、ご夫婦で、施設キュウリを1,500㎡栽培されています。その他にも菌床キクラゲを年間500床、菌床シイタケを年間1,000床、水稲を10,000㎡栽培されています。



―農業を始められたきっかけは？

9年前に、介護士として働きながら、菌床キクラゲの栽培を始めたのがきっかけです。キクラゲは「食べる漢方薬」と言われています。その効能について詳しく調べたり、実際に栽培したりするうちに、農業の奥深さを感じ、ハウスを使ってもっと本格的に作物を作りたいという思いが生まれました。就農の機会をうかがっていたところ、幸いにも、施設キュウリをやめられる方からハウスを譲り受けることができ、2年前に本格的に就農しました。

―農業をする上でのやりがいとは？

頑張ったことが成果につながることに、私が栽培したキュウリやキクラゲなどの作物を「おいしい」と言ってもらえることにやりがいを感じます。キュウリは、手をかけただけいいものができます。「波多津キュウリ部会」の方の手厚い指導をいただきながら、日々取り組んでいます。

―今後の目標は？

安定した収穫量をとれるように頑張っていきたいと思っています。就農して2年、試行錯誤の日々ですが、もっと農業に関する知識や技術を身につけ、安全で安心な食べ物を提供していきたいと思っています。

―農業を始められるかたへ一言お願いします

農作業は大変ですが、空き時間に友達とランチに行ったり、農閑期に旅行に行ったり、時にはマルシェに出店したりと時間を有効活用できることが農業のいいところです。また、地域で農業をされている方をはじめ、農業を通じて色んな方と繋がることができます。



～大きな菌床シイタケ～



～二重に覆われているハウス～